

里庄町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年8月10日（月）午後1時40分から午後3時05分
2. 開催場所 里庄町役場 2階 第2会議室
3. 出席委員 12人

出席委員及び欠席委員の番号、氏名

職 名	番号	氏 名	出欠の別	職 名	番号	氏 名	出欠の別
委 員	1	磯田 博之	出	会長職務代理者	8	平野 耕平	出
〃	2	岡村 咲津紀	〃	委 員	9	平野 俊一	〃
〃	3	高田 卓司	〃	会 長	10	吉田 龍平	〃
〃	5	高田 光國	〃	推進委員	1	遠藤 和宏	〃
〃	6	中務 智紀	〃	〃	2	大内 紀章	〃
〃	7	仁科 義弘	〃	〃	3	神原 公子	〃

4. 欠席委員 0人

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会議書記の指名

日程第3 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の承認について

議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について

議案第22号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について
(一括契約)

6. 会議の概要

議 長

ただ今から令和8年第8回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、農業委員9名、推進委員3名の計12名であり、総会開催の定足数に達しており総会は成立しております。

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、3番高田卓司委員、5番高田光國委員にお願いいたします。

議事日程第2の会議書記の指名を行います。

本日の会議書記には農業委員会事務局職員の●●氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

今回上程されています、議案第20号、農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは議案第20号について、ご説明いたします。

整理番号は、24及び25でございます。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

整理番号24

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は、1筆、地目は畑、面積は、214㎡です。

整理番号25

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は、1筆、地目は畑、面積は、212㎡です。

今回、譲受人が増反を目的に、所有権を取得するため申請が行われました。

小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、当該農地を継続的に利用することができるかどうかなど、許可要件は満たしていると思われます。

以上です。

議 長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

● 番

申請地は、●●分館に位置し、現在、耕作している状況です。

譲受人が増反を目的に申請がありました。

譲渡人が、今後維持管理していくのが難しいということで、譲受人との間で話がまとまったもので、特に問題ないと思います。

以上です。

議 長 ただいまの事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

 質問、意見等はございませんか。

 (質問、意見なし)

 許可することに、賛成の農業委員の方は挙手願います。

 (全員挙手)

 全員賛成でございますので、整理番号24及び25は、許可と決定します。

事務局 続きまして、整理番号26について、事務局より説明をお願いします。

 それでは整理番号26について、ご説明いたします。

 本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

 譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

 申請地は、4筆、地目は畑が3筆田が1筆、面積は、計1571.66㎡です。

 今回、譲受人が増反を目的に、所有権を取得するため申請が行われました。

 小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、当該農地を継続的に利用することができるかどうかなど、許可要件は満たしていると思われます。

 以上です。

議 長 事務局からの説明が終わりました。

 次に、現地調査の結果について、ここは、私の担当地区なので、私から説明します。

 申請地は、●●分館に位置し、現在、一筆を除き耕作されている状況です。

 譲受人が増反を目的に申請がありました。

 譲渡人が、今後維持管理していくのが難しいということで、譲受人との間で話がまとまったもので、特に問題ないと思います。

 以上です。

 ただいまの事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

● 番 譲受人は町内在住ではなく、農業もしていないようだが、適切な管理ができるのか。

事務局 本案件は、生前贈与ということになります。

 譲受人さんが実際に耕作されるかは断言できませんが、贈与した後も暫

くは譲渡人が管理をされると思われます。

● 番 荒廃農地にならないようにしてほしい。

事務局からも一言、そういったことを伝えてほしい。

● 番 譲受人が耕作するかの確認は必要だと思う。

● 番 今後こうした案件は増えると思われるので、事務局は申請書類を受理する際に確認するようにしてほしい。

議 長 その他、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに、賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号 26 は、許可と決定します。

続きまして、整理番号 30 について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは整理番号 30 について、ご説明いたします。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第 3 条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は、6 筆、地目は田が 4 筆畑が 2 筆、面積は、計 2, 091 m²です。

今回、譲受人が増反を目的に、所有権を取得するため申請が行われました。

小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、当該農地を継続的に利用することができるかどうかなど、許可要件は満たしていると思われます。

以上です。

議 長 事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について、ここは、私の担当地区なので、私から説明します。

申請地は、●●分館に位置し、現在、耕作されている状況です。

譲受人が増反を目的に申請がありました。

譲渡人が、今後維持管理していくのが難しいということで、譲受人との間で話がまとまったもので、特に問題ないと思います。

以上です。

ただいまの事務局説明、農地法第 3 条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに、賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号30は、許可と決定します。

続きまして、議案第21号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局 本件については、●●●●委員が利害関係者となるため、一時退席し、会長職務代理者に議事進行をお願いします。

それでは議案第21号について、ご説明いたします。

整理番号は、27及び28でございます。

本件は、農地の使用目的の変更、及び、所有権移転に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

整理番号27

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は、農業振興地域内の白地区域にあり、1筆で、地目は畑、面積は68㎡です。

整理番号28

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は、農業振興地域内の白地区域にあり、1筆で、地目は畑、面積は176㎡です。

今回、譲受人が、露天資材置場を目的に申請が行われました。

以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について、事務局から説明をお願いします。

事務局 申請地は、●●分館に位置し、現在、耕作されていない状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、隣接地との境界から1mほど控え法面を転圧することで、土砂が流出しないように計画されています。

雨水については、自然透水します。

生活排水については、露天資材置場のためありません。

近隣農地への日照及び通風については、露天資材置場ですので、影響はないと判断します。

以上です。

議長 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。

事務局 農地の区分は、第2種農地と判断しております。

転用目的は、露天資材置場であり、適当であると考えます。

資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、また、必要な資金額についても適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無でございますが、農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、存在しないと判断します。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、申請者から聴取した結果、許可後速やかに施工したいとの事であり、問題ないと考えております。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかった時又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、これらの条件は該当しないと考えております。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、申請書等の内容を確認したところ適正であると考えます。

転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないこととなっておりますが、本件は特に支障がないと判断します。

また、今回の転用は、集団農地の分断には当たらないと判断します。

以上です。

議 長 ただいまの事務局説明、農地法第5条の案件について、質問、意見等ございますか。

● 番 譲受人は、どのようなことをしているのか。

 何を置く予定なのか、周辺に及ぼす影響はないのか。

事務局 工務店です。

 建築資材や土砂を置くと思われるので、影響はないと判断します。

議 長 その他、質問、意見等はございませんか。

 (質問、意見なし)

 許可することに、賛成の農業委員の方は挙手願います。

 (全員挙手)

 全員賛成でございますので、議案第21号、整理番号27及び28は、許可と決定します。

 ●●●●委員に、再度入っていただき、議事進行を交代します。

議 長 続きまして、整理番号29について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号、29についてご説明いたします。

 本件は、農地の使用目的の変更、及び、使用貸借に係る農地法第5条に

基づく申請でございます。

借受人●●●●さん、貸付人●●●●さんです。

申請地は、農業振興地域内の白地区域にあり、2筆で、地目は田、面積は計320㎡です。

今回、借受人が、個人住宅の建築を目的に申請が行われました。

以上です。

議 長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について、ここは、私の担当地区なので、私から説明します。

申請地は、●●分館に位置し、現在、耕作されていない状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、隣接地との境界部分にコンクリートブロックを設置し、土砂が流出しないように計画されています。

雨水については、集水桝に集め、道路側溝に放流します。

生活排水については、合併浄化槽へ接続し処理する予定です。

近隣農地への日照及び通風については、一般的な住宅ですので、影響はないと判断します。

以上です。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。

事務局

農地の区分は、第2種農地と判断しております。

転用目的は、個人住宅の建築であり、適当であると考えます。

資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、確認した結果、問題がないと判断します。

以上です。

議 長

ただいまの事務局説明、農地法第5条の案件について、質問、意見等ございますか。

● 番

道路幅が狭く感じたが、建築基準法的に問題はないのか。

事務局

2項道路のため、問題はありません。

議 長

その他、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに、賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

事務局

全員賛成でございますので、整理番号29は、許可と決定します。
続きまして、整理番号31について、事務局より説明をお願いします。
整理番号31について、ご説明いたします。
本件は、農地の使用目的の変更、及び、賃貸借に係る農地法第5条に基づく一時転用の事業計画変更承認申請でございます。
借受人●●●●さん、貸付人●●●●さんです。
申請地は、農業振興地域内の青地区域にあり、1筆、地目は田、面積は、1,362㎡です。

借受人は、以前から玉笠道路の改良工事を国から請け負っており、現場事務所を目的に令和8年8月31日までを一時転用期間として許可していましたが、この度、工事の工期延期に伴い、一時転用期間を延長する必要があることから、事業計画変更承認申請が提出されています。変更後の一時転用期間は令和9年4月30日までとなっており、そのほかの変更は特にございません。

以上です。

議長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果についての委員の報告と、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についての説明ですが、この度の申請は、一時転用期間の延長のみを理由とした事業計画変更承認申請ですので、これらの説明は省略したいと思います。

ただいまの事務局説明、農地法第5条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに、賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号31は、許可と決定します。

続きまして、整理番号32について、事務局より説明をお願いします。

なお、本件については、●●●●委員が利害関係者となるため、一時退席をお願いします。

事務局

整理番号、32についてご説明いたします。

本件は、農地の使用目的の変更、及び、使用賃貸に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

借受人●●●●さん、貸付人●●●●さんです。

申請地は、農業振興地域内の白地区域にあり、1筆で、地目は畑、面積は220㎡です。

今回、借受人が、太陽光発電設備の設置を目的に申請が行われました。
以上です。

議 長

事務局からの説明が終わりました。

事務局

次に、現地調査の結果について、事務局から説明をお願いします。

申請地は、●●分館に位置し、現在、耕作されていない状況です。
隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、全面に防草シートを施工し、土砂が流出しないように計画されています。
雨水については、自然透水で、生活排水については、ありません。
近隣農地への日照及び通風については、太陽光発電設備ですので、影響はないと判断します。

以上です。

議 長

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。

事務局

農地の区分は、第2種農地と判断しております。

転用目的は、太陽光発電設備の設置であり、適当であると考えます。

資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、確認した結果、問題がないと判断します。

以上です。

議 長

ただいまの事務局説明、農地法第5条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに、賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号32は、許可と決定します。

●●●●委員に、再度入っていただきます。

続きまして、議案第22号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案について意見を求めることについて、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは議案第22号について、ご説明いたします。

整理番号は、33でございます。

里庄町長より、令和8年7月17日付けで農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案について意見を求められて

います。

なお、申請地は全て地域計画内及び農業振興地域内の青地域にある農地です。

申請地は、3筆、地目は田、面積は1891㎡です。

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団を介しての使用貸借で、機構に権利を設定する者は、●●●●さん、機構から権利の設定を受ける者は、●●●●さんです。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件は満たされていると考えますので、特に支障は無いと思われます。

以上です。

議 長

ただいまの整理番号33の案件に関し、事務局説明について、ご質問、ご意見等ございますか。意見がある場合は、町から機構に対して、その内容を提出することになっております。

ご質問、ご意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

意見なしとすることに、賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第22号、整理番号33は、農業委員会からの意見はなしとして、町長へ回答することと決定いたします。

以上をもちまして、令和8年第8回総会を閉会いたします。